

**「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第32回）」  
議事要旨**

**○日時**

令和3年5月12日（水）9時00分～11時55分

**○場所**

オンライン会議

**○出席委員**

山地憲治委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、大橋弘委員、荻本和彦委員、小野透委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

**○オブザーバー**

日本地熱協会 後藤理事、電力・ガス取引監視等委員会 仙田ネットワーク事業制度企画室長、電気事業連合会 早田専務理事、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、株式会社エネット 野崎取締役営業本部長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、送配電網協議会 平岩理事・事務局長、（一社）太陽光発電協会 増川企画部長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事

**○関係省庁**

環境省、農林水産省、国土交通省

**○事務局**

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長

**○議題**

- （1）発電側課金について
- （2）電力ネットワークの次世代化

**○議事要旨**

- （1）発電側課金について

**委員からの主な意見は下記の通り**

- 発電側課金の見直しについて、起因者負担、受益者負担の原則、そして社会全体のコスト低減の観点から、妥当な案が示されたと考えている。
- 昨年7月の梶山大臣指示を受け、再エネ導入を加速する基幹送電線の利用ルール見直しと併せた統合的な制度見直しがなされ、ノンファームとの親和性の高い制度への見直しや、割引制度の導入による立地誘導など非常に望ましい形と思われる。基本的に異論は無いが、さらにその線で検討いただきたい。
- 発電側課金は効率的なネットワーク整備という公益の観点から重要でしっかり進めるべきである。
- 現在、太陽光発電だけで6,000万kW、将来的に1億や2億kWの導入が進むこともあり得る中、長期的視点で本当に作らなければならない制度は何かを第一に考えていただきたい。
- 発電側課金のみならず他政策手段でも立地誘導は促せるところ、長期的にはそういった制度についても検討いただきたい。
- 発電側課金について、いかに実態に即した見直しができるか。今回、遡及的であるから調整措置を検討といったことを今後どうすれば止められるかが重要であり、そのためには見直しの基準をどのくらい明確に定められるかということではないか。将来的な見直し基準も併せて設計しなければ、また同様の議論が発生し、長期的に良いネットワークを形成することが永久にできなくなることに懸念を抱いている。
- 固定価格買取制度は、一定の投資環境を国が保証する形で再エネの投資を促進する制度であり、これまで制度変更の議論は何度もあったが、基本的に事後的な制度変更は慎重に議論が行われてきたと考えている。既認定案件への課金は遡及的な不利益変更に関わる訴訟リスクのみならず、国が制度的に保証した投資環境の事後的に変更が今後の再エネ投資の足枷になるのではと懸念する。
- 発電側課金制度において、新規の電源が再エネとは限らない中、設備利用率の良い電源とそうでない例えば再エネとの公平性はどうなるのか。
- 発電側課金の見直しを進めるに当たり、長期的な時間軸を含めた根本的なスタンスの議論がなされてきたのか。
- 発電側課金は重要だが、制度導入によって既認定案件に事後的な負担が生じることは極めて慎重に検討すべきではないか。
- 既存の電源に対して、割引制度により立地誘導インセンティブは働かない点をしっかり踏まえる必要があるのではないか。

- 発電側課金のみならず、様々な政策変更はあり得ると思われるが、レトロアクティブに変更がなされないように制度設計の工夫をお願いしたい。
- 新規認定案件について、基本的に通常要するコストとして、買取価格の算定に織り込む方向で異論ない。
- 発電側課金は既認定案件への遡及的適用となるため、国や制度の信頼という意味で賦課金を使うことはやむを得ないのではないか。ただし、再エネ事業者、送配電事業者、小売電気事業者及び需要家も結果的にニュートラルで、発電側課金の導入より最後に良いネットワークが形成できればよい。
- 何かと賦課金の使用に議論が流れることが多すぎるではないか。
- 賦課金を負担する需要家の立場が一番弱いため、需要家以外のところで賦課金により公平性や担保することをどうすれば避けられるか、常に考えておかないといけない。
- 調整措置に要する賦課金の規模の1試算の約660億円/年の賦課金の増加は、2019年の賦課金収支が8,000億円とするとかなり大きい。託送料金はレベニューキャップ制度で確認される一方、賦課金を確認する人がいない中、賦課金の使用は慎重であるべき。
- 米国ではアップリフトという言葉があり、分け隔てなく公平に負担を求める考えであるが、原因と結果を関係づけないことは阻まなければならない観点が伝統的に重視されている。その観点を遵守することを制度設計の核心としていただきたい。C案が望ましいものの、実態に即したご判断をいただきたい。
- 従前から賦課金による調整措置に消極的との意見に変化無いが、既設のものに再度賦課金を投じるべきか、あらためて十分考えていただきたい。基本的に今後導入される再エネに対して賦課金を投じるべきである。賦課金という国民の貴重な負担は、既設、新設いずれに投入しようと投入量は同じということではなく、今後の再エネ導入に役立つように投入すべきである。
- 制度の遡及適用で負担が増加することにより、新規の投資にブレーキがかかるという主張は、あらゆる既得権益というのを保護しようとする人々から常に出てくる発言である。その結果として、需要家の負担はどこまで膨れ上がってきたかを十分に考える必要がある。
- 実際に、他の文脈において、そうした議論に押し切られて、既得権益を保護する経過措置が設けられた残念な例がある。既得権益が保護されて、需要家が期待するような投資が確実に進んだのか、冷静に振り返っていただきたい。そういう議論があ

ることは承知しているが、かなりの程度口実なのではないか。賦課金の投入は最小であるべきである。

- 利潤配慮なされているもの、なされていないもの、それぞれの賦課金による調整措置の組み合わせは全部で6つとなるが、BとAの組み合わせ、つまり、利潤配慮されていないものがBで、配慮されているものがAだというのは、選択肢としてあり得ないと思いますので。従って、残る選択肢は5つということになると思う。
- これまでの議論で示された調整措置を講じる必要性が低い理由は妥当であり、賦課金による調整措置はかなりの負担額であることは間違えないところ、賦課金による調整措置の水準はなるべく抑えていただきたい。
- 事業者に残ることで発電側課金の議論が停滞となることに大きな懸念があり、特に再エネは、主力電源化に向けたさらなる導入拡大で、政治的な方でも支援されているところ、電力・ガス取引監視等委員会とも連携を取り、事業者にとって一定の負担をしてもらうことに力を合わせて合意を得る必要があるのではないかと。
- 発電側課金は、公平な託送料金負担の実現をはじめとする電力システム全体の改革のために導入されるものであり、賦課金による調整措置は当然の前提ではない。こうした点をあらためて認識し、議論の出発点とする必要がある。
- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再エネの最大限の導入が求められる中、既に2.7兆円に達している国民負担の抑制が非常に大きな課題となっている。こうした中で、既認定案件に対して賦課金を投じ、追加の国民負担が生じることに強い違和感がある。
- 利潤配慮なされているものへの賦課金による調整措置は、コストを負担する電力需要家として到底受け入れられるものではない。利潤配慮なされているものは、当初想定していなかった超過利潤を得ている。事後的に発生した利潤は国民に還元せず、事後的に生じた費用のみ調整措置を講じることは、いかにもバランスを欠いた措置ではないか。仮にこれ以上の調整措置が必要ということであれば、既認定案件のコストを精査して、超過利潤の扱いについても議論すべきではないか。
- 既認定案件について、賦課金による調整措置の対象を狭めていく必要があるという観点に賛成である。利潤配慮がなされているものに賦課金を投じることに賛成しかねる。利潤配慮がなされていないものはC案が望ましいが、事実上B案とせざるを得ないのか否か、検討を進めていただきたい。

- 長期的な再エネ導入拡大にどう資するかが一番の論点ではないか。既存案件に対して暫定的な措置を講じることが将来の再エネ導入拡大に資するのか、むしろ逆効果なのか、慎重に見極めて検討する必要があるのではないか。
- 既認定案件で 200 万件近くある、調整措置を講じることにより行政コストが相当程度大きくなるのではないか。行政コストも踏まえての判断が重要ではないか。電力・ガス取引監視等委員会においても、民民契約の巻き直しも含めて、紛争処理、ガイドラインの整備など様々な準備が検討されている。民間も然ることながら、行政のコストもかなり生じるのではないか。事務局にはその点も補足説明いただきたい。
- 賦課金による調整措置のパターンのうち A 案を支持するが、小売電気事業者から適切な転嫁がなされているかモニタリングすべきであり、非 FIT 再エネとの公平性というのも重要ではないか。
- 既認定案件について基本的に調整すべきであり、調整しない案は無いのではないか。
- セカンダリーで保有しているなど様々な案件があり、利潤配慮期間内であるからといって全て同様の待遇の下で運用なされているとは限らない。利潤配慮なされているもの、なされていないもので区別する必要はないのではないか。
- 発電側基本料金の導入とカップリングでの一般負担上限見直しではあるが、それぞれのタイミングを踏まえると、一般負担上限見直しによって利益を得ている人たちだけではない点を今後の検討に際して留意いただきたい。
- 送配電買取の場合は小売転嫁相当分を賦課金で補てんとなると、その補てん分は小売電気事業者から転嫁されず、どこかにレントが生じていることになる。調整措置の検討・運用に際して、予期しない事象、特に小売間の競争を歪める結果が生じないように留意する必要があるのではないか。
- 最終的な需要家は賦課金投入された部分でも、小売電気事業者の託送料金の減額でトータルとしてニュートラルで負担は無いものとの理解。他方で、調整措置に係るコストができるだけシンプルな制度設計と運用をお願いしたい。
- 既認定案件の取扱いについて、訴訟リスクのみならず、将来の再エネ導入に与えるネガティブなインパクトを考慮してご判断いただきたい。
- 既認定案件に対する遡及適用という論点は、賦課金を負担する需要家にとっても遡及適用であるから、変更すること自体が悪いということではなく、根本的な趣旨に立ち返ったときにどうあるべきか守っていただきたい。
- 今後の再エネ導入拡大に必要となってくる負担という意味では、国民として今後の動向を受け入れないといけない反面、最終的にはいずれのパターンであっても国民

負担にもなるのではないか。したがって、どの案が今後の再エネ導入拡大に資するかを基本として判断していかなければならない。

- 賦課金はエリア別ではなく全国運用であるから、例えば、北陸エリアでの賦課金を西日本、東北、北海道といった他エリアでの支援に使われることが無いようにエリア間の調整もしていただきたい

#### オブザーバーからの主なコメントは下記の通り

- 公益性の観点からは、発電側課金は全体的に改善されていると考えられる。将来的には実際に系統を利用し、受益する kWh ベースでの課金の比率を上げる検討がなされてもよいのではないか。
- 発電側課金の導入により、託送料金制度は送配電設備の投資が安定的になり、再エネ導入拡大が期待できる制度になるのではないか。2050 年脱炭素社会実現という社会的便益に資する観点から、賦課金による調整措置にもある意味、国民の理解が得られるのではないか。この点、国民に説明して理解を得ることが大事ではないか。
- 調整措置を講じることによる追加の事務作業や費用の発生、また遡及的な課金による新規案件へのファイナンスへの影響を懸念し、FIT・FIP 電源の買取期間は課金対象外という趣旨の発言を以前からしている。あらためて我々の考えをもう一度ご理解いただきたい。
- 既認定案件を課金対象とした場合、今回提示された複雑で分かりにくい調整措置が必要となり、ここまでの事務コストや手間をかけてなお課金対象とする意義が国民経済的な観点からあるのか、もう一度整理して考えるべきではないか。既認定案件を課金対象外とすれば、年間数百億円に及ぶ可能性がある調整措置は不要と理解している。
- 利潤配慮なされているか、なされていなかで区別するべきではない。太陽光は特に kW 課金のインパクトが大きく、仮に調整措置が無いとなると、融資契約の結び直しや予定した利回りを大きく下回るなどその影響は決して小さくない。
- 制度への信頼性が損なわれ、事業者のみならず、新規開発に不可欠な投資家、金融機関やインフラファンドの意欲への負の影響を大変懸念している。
- 2050 年カーボンニュートラル実現に向け再エネを大量導入しなくてはならないという状況に際して、水を差さないという観点でも、十分な調整措置を講じていただけるよう配慮いただきたく、切にお願いしたい。

- 事務局より提案された今回の新規案件、既認定案件における具体的な調整措置の方向、検討に当たっての論点およびその整理については、現時点で特に違和感はない。
- 風力発電としては、既設で 5GW 未満、既認定で 12GW 未満の中、2040 年やその先に向けて、30・45GW を導入量として目標にしなければならない中、調整措置のパターン、負担方法として A、B から最終的に C 方向に行くということで違和感はない。調達価格等算定委員会でも再度議論とのこと、当該委員会でも協会として意見を述べさせていただきたい。
- 発電側課金では電源間の公平性の観点から系統に逆潮している全ての電源に原則課金であることから、調達価格 29 円以上の案件も含めた全 FIT 電源に調整措置を講じることとしてはどうか。
- 買取義務者の立場から、調整措置の制度設計を踏まえて、買取料金の計算システムを改修する必要がある。具体的には、発電側課金負担相当分の転嫁額を計算するシステムロジックの追加となる。電源種別の転嫁パターン等の制度詳細について、システムの改修期間、具体的には、仕様検討からベンダーの選定・調整やテスト等の期間を考慮した上で、速やかな議論をお願いしたい。

(事務局)

- 今回いただいたご指摘も踏まえ、さらに関係部局と連携して議論を深めてまいりたい。
- エネルギー政策全体として、まず閣議決定されたエネルギー基本計画があり、その中で再エネを主力電源化に向けて、国民負担を最小化しつつ大量導入していくことが一番の大きな方向性と考えている。こうした方向性に資する形での制度運営していく大原則の下で、公益性や公平性、費用対効果等を踏まえながら議論を深めていただくことに尽きると考えている。
- 調整措置に係る行政コスト、具体的には調整措置のうち、再エネ特措法での仕組みづくり、確実な小売転嫁の仕組みづくりそれぞれにおいて、今後具体的な制度設計の議論を深めていく必要がある。
- 現行の買取制度のシステムの追加的な改修、電源や認定年度ごとの単価や調整の仕方について、まずはルール決定が必要であり、大きなシステム改修も必要になってくると認識している。
- 小売転嫁については、発電事業者と小売電気事業者間の契約を結び直すことが通常想定されるが、FIT 電源で同様に該当する買取価格は固定されていることが一

段と複雑になっている原点である。発電側課金に伴う転嫁に係る別途の契約をどのように効率的に実施するかが課題と考えている。

- 小売電気事業者の託送料金減額分 0.5 円/kWh を小売転嫁 0.5 円/kWh に充てることになるので需要家の負担は下がらないが、全体の系統運用に必要な資金をニュートラルに確保するところは変化がない中、賦課金負担では追加的な負担が出てくるところに見えるところについて、需要家として妥当なのかご議論であると考えている。
- 発電側課金の導入により、スポット市場価格が上昇すると回避可能費用も上がることとなり、賦課金等で支える部分が減るという効果も考えられるところ、市場全体としてどうなっていくかの整理が必要と考えている。
- トータルなマクロとして系統に必要なコストをどのように確保するかであり、関係者にとって負担がニュートラルな中での組み換えという制度設計ができるかが課題との認識である。
- 例えば割引対象地域の決め方やその変更の仕方については、電力・ガス取引監視等委員会の審議会において議論が積み上げられてきたところ、こうした制度設計を再エネ事業者含めて浸透することが重要であることを意識して今後も進めてまいりたい。
- 小売転嫁が円滑に進むように、今後、小売転嫁の具体的な確認方法を詰めていく必要があり、その際、行政コストと、それをやることによる効果をバランスとかもよく意識しながら、検討していく必要があると認識している。
- 既存電源の発電側課金のインパクトとしては、割引制度の中で、潮流改善に資する電源が適切にされることでより効率的な送配電投資につなげていくものであり、新規電源は投資が進み、既設の電源は適切な維持を目的としているところである。
- FIT・FIP 電源の買取期間中の課金適用除外については、1 月 25 日の制度設計専門会合にて、送配電設備の維持・拡充に必要な費用を公平に負担する趣旨から、他の電源と同様に公平に課金すべきとの整理いただいているところである。
- 発電側課金において、再エネと再エネ以外の電源、何らか区別されているのかという点については、電源種を問わず、一定のルールの下に系統に与える影響に着目してご負担いただく制度となっている。

(委員長)

- 新規認定案件について、発電側課金を「事業が効率的に実施する場合に通常要すると認められる費用」として扱うこととし、詳細設計については、調達価格等算定委員会で議論いただくことを本委員会から要請することでまとまった。
- 既認定案件について、利潤配慮なされているもの、なされていないもの、調整措置のパターン案について様々な意見をいただいたところ、事務局であらためて整理して、次回以降の本委員会にて引き続き検討いただきたい。

## (2) 電力ネットワークの次世代化

### 委員からの主な意見は下記の通り

- 立地誘導の規律、セットで検討していたが、一部しか進まないのは問題。ローカル接続で、特定のエリアの意見が出てくると思うので、判定の基準等を明確にすべき。
- システム開発に 68 億円もかかること、審議会資料において出る積算には留意してほしい。日本のシステム遅れについて、時間はかかるが対応すべき。
- ノンファームの前倒し、NW の努力を頂いているところ、賦課金方式で当面对応することであるとしても、地域のレジリエンス強化の観点でも、十分効果があると思う。賦課金方式でない、全国託送でない負担の仕組みも検討の対象としておくべき。
- ローカルシステムの増強規律について、ルーズにならないようにしっかりとチェックを大古内。一定の増強規律ということをしっかり担保する形をとっていただきたい。

### オブザーバーからの主なコメントは下記の通り

- 早期に市場メカニズムに移行することを決めていただきたい。また抑制の制御順番、既存電源の扱いがあって順番複雑なため、実務的なシンプルな運用になるような配慮をお願いしたい。

### (事務局)

- 費用を託送料金で採用する中で、今後レベニューキャップにどのように織り込むかが重要。再給電が増えていくと思うが、再給電のフォローをしつつ、ゾーン制がノーダル制についての議論も監視委として対応していきたい。

(委員長)

- ノンファーム型接続というのを前提として、基幹系統の増強費用の負担、ローカル系統の増強規律や費用負担について様々ご報告いただいた。